

計画の体系（案）における変更箇所の説明

1 追加項目

ア…困難な問題を抱える女性

→資料1の2-①でも説明をしている通り、令和6年4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により、市町村でも、計画を定めなくてはならなくなった。県内他自治体では、男女共同参画プランに含めるケースが多いことに加えて事業内容が第3次胎内市男女共同参画プラン21と同様であることから、胎内市も計画を結合して作成することとした。第3次胎内市男女共同参画プラン21の重点目標の3に「貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備」の項目があるが、あくまでも「男女」と定めているため、国が示す「女性」に特化した項目ではない。よって、新たに項番4に付け加える形とする。施策の方向や具体的な事業内容については項番3と内容が同様もしくは類似することになると思われるが、あくまでも「女性」に特化したものとしたい考え。

2 修正項目

イ…（3）LGBTQ（性的マイノリティ）に対する理解の促進

修正前：LGBT（性的少数者）に対する正しい知識の啓発

修正後：LGBTQ（性的マイノリティ）に対する理解の促進

・LGBTQ（性的マイノリティ）への変更について

→LGBTQのQはQuestioning（クエスチョニング）という意味であり、自分自身の性的指向や性自認がはっきりしていない人、または意図的に決めていない人のことを言う。胎内市も性について今まで以上に、幅広く対応していく考えを示す目的で修正をする。加えて、「第3次胎内市人権教育・啓発推進計画」の記載と合わせることをとする考え。

・理解の促進への修正について

→第4次胎内市男女共同参画プラン21では、胎内市パートナーシップ制度の運用開始に伴い、今まで以上に、性的マイノリティの人々への理解が必要になることを示す目的で修正をする。加えて、「第3次胎内市人権教育・啓発推進計画」の記載と合わせることをとする考え。